◎新潟県告示第488号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和2年4月17日

新潟県知事 花角 英世

1 講習会の主催者の名称及び住所

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター (理事長 上原 至雅) 東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階

2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地 公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 業務部 東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階

- 3 講習会場、講習日程及び講習科目
 - (1) 講習会場の名称及び所在地

三越タクシービル

新潟県長岡市柏町1丁目1番7号

(2) 講習日程及び講習科目

第1日(9月28日)公衆衛生(4時間)

衛生管理(2時間)

第2日(10月5日)衛生管理(6時間)

第3日(10月6日)衛生管理(6時間)

4 受講資格

令和2年7月31日までに、理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事したものであること。

5 受講料

1人 16,000円